

静岡県建設工事監督要領の運用

1 適用範囲

この運用は、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が発注する土木工事、農林土木工事及び建築・設備工事に適用する。

2 監督の体制、業務（第3、4条関係）

静岡県建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）第3条に規定する監督の体制は、土木工事及び農林土木工事にあつては別表1、建築・設備工事にあつては別表2によるところとする。

監督要領第4条に規定する監督の業務は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員に分任するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。また、同条に規定する別記「監督業務の内容」については、土木工事においては「監督業務の内容 土木工事編」と、農林土木工事においては「監督業務の内容 農林土木工事編」と、建築・設備工事においては「監督業務の内容 建築・設備工事編」とそれぞれ読み替えて適用する。

（1）総括監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なもの
- イ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告
- エ 主任監督業務及び担当監督業務を担当する監督員の指揮監督及び監督業務の掌理
- オ 現場技術員（※注1）の指揮監督及び業務の掌理

（2）主任監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）。
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認することを含む。以下同じ。）で重要なもの
- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督員への報告
- カ 担当監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌理
- キ 現場技術員の指揮監督及び業務の掌理

(3) 担当監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施（重要なものを除く。）
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督員への報告
- オ 担当監督業務の掌理
- カ 現場技術員の業務の掌理及び調整

3 監督員の通知（第9条関係）

静岡県建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員通知書及び監督要領第9条第2項に規定する監督員変更通知書については、監督員の職氏名に加え、業務の区分を併記するものとする（記載例1、2参照）。

（※注1）現場技術員とは、土木工事共通仕様書第3編1-1-4及び農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-9に規定する現場技術員をいう。

別表 1 (監督の体制)

土木工事、農林土木工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所 農林事務所 特設事務所	技監 技監兼支所長・課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別表 2 (監督の体制)

建築・設備工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監 督 員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土 木 事 務 所	技監 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師
本 庁 各 課	課長 技監 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

(記載例 1)

別紙様式 1 (第 2 1 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

監督員 通 知 書

1 建設工事名

2 契約年月日

3 監督員の職氏名

区 分	職 名	氏 名
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		

上記のとおり監督員を定めたので、静岡県建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称 様
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名 印

(記載例 2)

様式第 1 号

監督員変更通知書

1 建設工事名

2 契約年月日

3 監督員の職氏名

区 分	変 更 前		変 更 後	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
総括監督員				
主任監督員				
担当監督員				

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称 様
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名 印

別記「監督業務の内容 土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	土木工事共通仕様書 関連条項等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>① 下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>② 下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3)</p> <p>平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」</p> <p>施工体制台帳活用マニュアル</p> <p>「施工体制の確保に関する推進協議会運用方針」に係る交通基盤部の取扱い</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務処理要領・同運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p></p> <p>共仕1-1-5 共仕1-1-10</p> <p></p> <p>共仕1-1-4</p> <p>共仕1-1-6</p> <p></p> <p>共仕1-1-15</p> <p>共仕1-1-15</p> <p>共仕1-1-15</p>

別記「監督業務の内容 土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	土木工事共通仕様書 関連条項等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。また、材料検査については別紙「土木工事、農林土木工事における工事材料の検査について」により行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会い・段階確認	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会又は段階確認の上、施工するものと指定された工事において行う。	執規 第25条	契 第14条	共仕土木編 1-1-6
(4) 改造の指示及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。 ② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	共仕 1-1-16
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	共仕 1-1-11
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	共仕 1-1-24
(3) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。		契 第15条 契 第17条 契 第18条 契 第19条 契 第20条 契 第21条 契 第22条 契 第43条	共仕1-1-15

別記「監督業務の内容 土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	土木工事共通仕様書 関連条項等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	共仕 1-1-13
(2) 一般的損害の調査及び報告	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	共仕 1-1-15
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条 昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」	共仕 1-1-38
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	共仕 1-1-29
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、受注者と協議し契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	共仕 1-1-21
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条 平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」 昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」	共仕 1-1-21
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	共仕 1-1-25
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

別記「監督業務の内容 土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	土木工事共通 仕様書 関連条項等	
5 その他	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条		
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第49条		
	(1)現場発生品の処理			共仕 1-1-17	
	(2)建設副産物の適正処理状況等の把握			共仕1-1-18	
	(3)地元対応				
	(4)関係機関との協議・調整				
	(5)臨機の措置		執規 第33条	契 第26条	共仕 1-1-41
	(6)事故等に対する措置				工事事故対応マニュアル(交通基盤部)
	(7)「施工プロセス」チェックリストの整備			静岡県建設工事成績評定要領運用通知	土木工事成績評定要領
	(8)検査申請		執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9)工事成績の評定			静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知		
(10)工事完成検査等の立会い			静岡県建設工事検査要領		
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」				

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。
 (注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。
 (注)「共仕」は土木工事共通仕様書をいう。

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p> <p>(7) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>契約の履行上必要な以下の項目について把握する。 ①配置技術者の専任及び技術者の適正な配置 ②工程表 ③労働災害、退職金等の保険の加入状況 ④その他契約の履行上必要な事項 受注者から提出された施工体制台帳の審査を行う。</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。 ② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等に基づき作成する。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p>共仕第1編 1-1-5 共仕第1編 1-1-48 共仕第1編 1-1-3 共仕第1編 1-1-13</p> <p>共仕第1編 1-1-6</p> <p>共仕第1編 1-1-8</p> <p>共仕第1編 1-1-3</p> <p>共仕第1編 1-1-17</p> <p>「施工体制の確保に関する推進協議会運用方針」に係る交通基盤部の取扱い</p>

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示 ② 既設構造物・障害物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑤ 工事区域用地の把握 ⑥ 事業損失物件の確認 ⑦ その他必要な事項</p>			<p>共仕第1編 1-1-44 共仕第1編 1-1-19 共仕第1編 1-1-42 共仕第1編 1-1-10</p>
(2) 工事材料の検査等	<p>契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。また、材料検査については別紙「土木工事、農林土木工事における工事材料の検査について」により行う。</p>	執規 第24～25条	契 第13～14条	共仕第2編 第1章第2節
(3) 工事施工の立会い・段階確認	<p>契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会い又は段階確認の上、施工するものと指定された工事において行う。</p>	執規 第25条	契 第14条	共仕第1編 1-1-22
(4) 改造の指示及び破壊検査	<p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。</p> <p>② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>執規 第21条 執規 第27条</p> <p>執規 第27条</p>	<p>契 第9条 契 第17条</p> <p>契 第17条</p>	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	<p>契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。</p>	執規 第26条	契 第15条	共仕第1編 1-1-19
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。</p>	執規 第9条	契 第2条	
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	<p>受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	執規 第22条の2	契 第11条	共仕第1編 1-1-31
(3) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>		<p>契 第15条 契 第17条 契 第18条 契 第19条 契 第20条 契 第21条 契 第22条 契 第43条</p>	共仕第1編 1-1-18

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2 執規 第30条	契 第20条 契 第21条	共仕第1編 1-1-16
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条 執規 第36条	契 第29条 契 第29条 昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」	共仕第1編 1-1-46
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	共仕第1編 1-1-29
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条 平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」 昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」	
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等	
5 その他	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条		
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第49条		
	(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			
	(2)建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			共仕第1編 1-1-21
	(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			共仕第1編 1-1-42
	(4)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			共仕第1編 1-1-42
	(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
	(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			工事事故対応 マニュアル(交通基盤部)
	(7)「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	土木工事成績 評定要領
	(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9)工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知		
(10)工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等(総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工事検査要領		
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」				

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

(注)「共仕」は農林土木工事共通仕様書をいう。

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	建築工事標準仕様書 関連条項等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>① 下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>② 下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p>	<p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p>標仕1.1.4</p> <p>標仕1.2.2</p> <p>標仕1.1.2、6、8 標仕1.2.1～3 標仕1.3.3、5～6、8 標仕1.4.2～5 標仕1.5.1、4～5、7～8 標仕1.6.1 標仕1.7.2～3</p>

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1)事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			標仕1.1.3 標仕1.2.2 標仕1.2.3
(2)工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～ 25条	契 第13～14 条	標仕1.3.6 標仕1.4.2 標仕1.4.4 標仕1.4.5
(3)工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。 設計図書に定められた場合、一工程の施工完了の報告を受けた場合、その他指示した工程に達した場合は施工の検査を行う。	執規 第25条	契 第14条	標仕1.4.4 標仕1.4.5 標仕1.5.7 標仕1.5.5
(4)改造の指示及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。 ② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5)支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1)関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	標仕1.1.7
(2)工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条 の2	契 第11条	標仕1.2.1
(3)工期の変更に係る資料整理	契約書の規定に基づく工期変更の協議に当たり、受注者から提出された変更工程表、変更日数根拠等の資料を整理し、内容の妥当性を確認する。	執規第30条	契 第21条 契 第23条	標仕1.1.10

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	建築工事標準 仕様書 関連条項等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	標仕1.1.9
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	標仕1.1.10
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	標仕1.3.10
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならぬと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	標仕1.3.10
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条	標仕1.6.1
				平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」
				昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	建築工事標準仕様書 関連条項等	
5 その他	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条		
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第49条		
	(1)現場発生品の処理			標仕1.3.8	
	(2)建設副産物の適正処理状況等の把握			標仕1.3.8	
	(3)地元対応				
	(4)関係機関との協議・調整				
	(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	標仕1.3.10
	(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			営繕工事事務等対応マニュアル(経済産業部営繕企画課) 工事事務等対応マニュアル(くらし・環境部建築住宅局)
	(7)「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	建築・設備工事成績評定要領
	(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9)工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知		
(10)工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等(総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工事検査要領		
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」				

公共建築工事標準仕様書以外の仕様書を適用する工事については、適用される仕様書の規定を遵守する。

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

(注)「標仕」は公共建築工事標準仕様書をいう。

(様式1)

建設工事執行規則

(第21条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書														
建設工事名					年度					工事					請負代金額					円				
建設工事箇所					市					町					着手年月日					完了年月日				
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 年 月 日										契約担当者					印									
										監督員														
										受注者														
										現場代理人														
上記について承諾する。受理する。 年 月 日										契約担当者					印									
										監督員														
										受注者														
										現場代理人														

- 注1 不要な文字は＝で消すこと。
- 注2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。
- 注3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

(別紙) 土木工事、農林土木工事における工事材料の検査等について (監督員が行う材料の検査)

○約款第9条第2項(3)に基づく、工事材料(製品を含む。以下同じ)の試験若しくは検査(確認を含む)は監督員が行う。

区分	材料の種類	検査分類	検査の内容、工場検査実施対象材料(※1)の例示等	備考
市場流通品	JIS規格品	鉄・鋼製品 鋼製2次製品、コンクリート製品等	書類検査 ・JIS表示状態を示す資料を確認し、品質規格証明書(ミルシート)を確認する。	
	JIS規格品以外(※2)	鉄・鋼製品(汎用的な鋼製2次製品以外の製品)	書類検査 ・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査し、公的試験所で試験を実施した試験結果資料を確認する。	
		汎用的な、鋼製2次製品、コンクリート2次製品、樹脂製品(ジオテキスタイル)等	書類検査(低入札価格調査に係る工事は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・低入札価格調査に係る工事は、工場検査を行う。
	特殊鋼材、特殊なコンクリート製品	書類検査(必要な材料、製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・汎用的な2次製品を加工して製作する鋼矢板及びコンクリート矢板等、既成杭、プレテン桁、プレキャストブロック桁、プレビーム桁、プレキャスト床板、鋼製床板、ボックスカルバート(内空幅2m以上)、L型擁壁H2m以上、組立歩道の梁並びに床板等、トンネル支保工関係材料、環境施設関係材料(防音壁、遮音壁、河川緑化関係材料等)については、工場検査を行う。	中間検査を行う場合の実施対象・実施時期等については監督員と検査員とで調整すること。
注文品(特注製作品)等	特殊材料・特注製作品等(※3)	書類検査(重要な材料、製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・次の重要な材料及び製品については、工場検査を行う。 橋梁上下部工等、工場製作の栈道橋等、水門等、陸閘等、鋼製ダム等、伸縮装置、支承アンカー材、落石防護施設等、法面補強材等、せん断補強材、落橋防止製品、補強土壁材等のうち、強度試験、機能試験(主部材の溶接のある材料を含む)を行う必要がある材料及び製品 電気、電力、通信、設備関係の制御盤、情報盤、ポンプ、発動発電機等、環境施設関係製品等、その他工場製作の道路、河川、砂防、急傾斜地、港湾、公園、上下水等にかかる特殊材料及び製品	中間検査を行う場合の実施対象・実施時期等については監督員と検査員とで調整すること。 鋼橋上部工の材料の検査、原寸検査、仮組立検査は、下欄(※3)を参照。
	上記を除く材料	書類検査(必要な材料、製品は工場検査)	・当該工場の品質規格証明書(ミルシート)を審査する。 ・必要なものは工場検査を行う。	

(※1) 工場材料検査を行うものは、次のいずれかに該当するものとする。

- ①新技術、新工法で新たに開発された材料、製品。
- ②強度試験、性能試験を行う必要があるもの。
- ③現場搬入後では確認や補修、返品が困難であるもの。(特注で高価な防護柵及び照明灯等を含む。)
- ④低入札工事件の材料。
- ⑤特殊な材料で契約担当者が重要と認めるもの。
- ⑥当該工事に使用する同種一式の材料の積算額(諸経費及び税を除く。)が100万円以上のもの。

(※2) 公益社団法人日本下水道協会(JSWA)、公益社団法人日本水道協会(JWWA)の品質認証制度に係る汎用的な製品等については、JIS規格品と同じ扱いとする。

(※3) 鋼橋上部工の検査取扱いについては、次の通知による。ただし、ここでいう「検査」とは、検査員による中間検査を示す。
「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」(平成17年2月25日付け建技第373号、道整第150号)
「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」平成17年11月29日付け建技第263号、道整第119号)

(要旨) ・検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査)は原則省略する。

・検査員による中間検査(仮組立検査)は、次の3条件の全てを満たす鋼橋の場合には行わない。(担当監督員の立会い確認を実施する。)

- ① 鉸桁橋(I型断面)又は箱桁橋
- ② 直線橋
- ③ 斜角が75°以上の鉸桁橋、90°の箱桁橋

ただし桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の仮設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合を除く。

・上記にかかわらず、低入札工事の場合には、検査員による中間検査(材料の検査、原寸検査、仮組立検査、支承製品・落橋防止装置等の材料の検査(工場検査))の全てを実施する。

(その他) ・歩道橋、側道橋及び水管橋については、上記鋼橋上部工の検査取扱いに準じて検査を行う。

これらの橋については、仮組立検査の条件①を、「H型鋼橋、鉸桁橋(I型断面)及び箱桁橋」とする。

執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整（約款第2条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項（前段）契約担当者は、受注者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。</p>	<p>主任監督員から報告を受けた場合において、工期及び請負代金額を変更し、又は工事を打ち切る等の必要が生じる場合には、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>当該工事が、契約担当者が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項（後段）この場合においては、受注者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>「必要があるとき」とは、受注者又は発注者から工事を請け負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。</p> <p>「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一様でないが、単純に言えば、受注者及び他の工事を施工する第三者（この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないことになる。）の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整をすることである。また、一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれると解する。</p> <p>受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解する。</p>

第13条 権利義務の譲渡等（約款第5条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>請負契約により生ずる義務はもとより、権利についても受注者が加入している事業協同組合から制度的に建設工事の施工に必要な資金を借り入れるため、請負代金請求権を当該組合に譲渡する場合のほかは、原則として第三者に対して譲渡することを承諾しないこと。</p>				<p>第1項 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第2項 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第3項 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得よ</p>	<p>発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。</p> <p>工事材料については、貸権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				うとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止（約款第6条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				第1項 受注者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	建設業法第22条第3項において、受注者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止が適用除外されているが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条において、公共工事については適用除外されていない。 一括下請負とは見なされない 「受注者がその下請工事の施工に実質的に関与しているもの」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。

第15条 下請負人の通知（約款第7条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用第6下請負人に関する通知の請求） 次のいずれかに該当するときは受注者に対し、下請負人に関する事項を通知させること。</p> <p>（1）一括下請負に付している疑いがあるとき</p> <p>（2）下請負人が工事の施工又は管理について不適当であると認められるとき</p> <p>（3）上記各号に掲げる場合のほか、契約担当者が特に必要と認めるとき</p>	受注者に対して下請負人に関する通知の請求をし契約担当者に報告しなければならない。	契約担当者から報告を受けたときは、速やかに事実関係を調査し受注者としての監督を徹底するよう受注者に指示するものとする。 なお、指示しても徹底しない場合には総括監督員に報告しなければならない。	指示事項が下請負人に徹底しない等、監督行為が円滑に行われず工事の全部又は大部分を一括して委任又は下請負人に対して疑いがあるときは、主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 受注者は、請負代金額が5,000万円を超える建設工事について下請契約を締結したときは、直ちに次に掲げる事項を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>（1）下請負人の住所及び商号</p> <p>（2）下請契約の内容</p> <p>（3）下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号</p> <p>※平成10年6月19付け、管第149号「中小建設業者の受注機会の確保等について（通知）」により、当分の間、下請負通知書を全ての工事から徴取。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は</p>	発注者が受注者に通知を求めることができる「その他必要な事項」とは、例えば、下請負者の住所、施工実績等の施工能力、当該下請負人が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、発注者の必要に応じて決めることができる。 なお、本規定とは直接関係ないが、建設業法第24条の7に基づく施工体制台帳の記載事項が参考となる。

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>契約担当者が必要があると認められた建設工事の下請契約を締結したも のについて前項各号に掲げる事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。</p> <p>第3項 前2項による通知は、様式第8号による下請負人通知書により行うものとする。</p>	

第16条 特許権等の使用（約款第8条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項（後段）ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、その存在を知らなかったときは、契約担当者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>主任監督員の報告が妥当である場合には契約担当者には報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から「その存在を知らなかった」との報告を受けたときは、立証方法を検討し、受注者の知悉を立証できないときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象のある旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知っていたときは、立証できないときは主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項（前段）受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。</p>	<p>特許権等の第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、原則として受注者がその使用に関する一切の責任を負う。</p> <p>受注者は、契約約款第1条第3項の規定により、設計図書に指定がない場合には、施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段）を定めなければならない。また、工事材料についても、設計図書に指定がない場合には、受注者が決定することとなっている。このため、受注者が自ら選択した施工方法等については、受注者自身がその責任を負い、特許権等の使用料を負担するのは当然と言えよう。</p> <p>なお、契約に係る工事を実施するためには、第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することが不可欠である場合には、発注者は、設計図書において指定すべきである。</p> <p>ただし、受注者に選択権がない場合、すなわち、発注者が工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として、発注者が使用に関して要した費用を負担しなければならない。これは、原因者に負担を帰したものである。</p> <p>この場合であっても、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときには、受注者が負担すべきものとされる。これは、原因者（工事材料、施工方法等の選択者）負担主義を公平の観点から修正したものである。</p> <p>したがって、「受注者がその存在を知らなかったときに初めて、発注者に費用の負担義務が発生すると解すべきでなく、むしろ、発注者が受注者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解すべきである。</p>

第18条 自主施工の原則（約款第1条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			<p>仮設工事については、仮設費積算基準により行うものとする。なお、指定仮設の施工については、受注者に資料の整理をさせなければならない。</p>	<p>第1項 施工方法等については、請負契約等において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。</p> <p>契約約款第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p>	<p>約款第1条第3項は、施工方法等については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文を付ける必要が生じた場合には、発注者は、第21条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。</p> <p>一方、受注者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に受注者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負代金額の変更等の対象とはならない。</p> <p>また、受注者が他の施工方法等を選択すれば工事を工期内に完成することができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために工期内に完成できない場合には、受注者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、受注者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識・経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任を負わず、また、受注者との関係では、受注者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>

第19条 建設工事の着手（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		<p>担当監督員から報告を受けたときは、速やかに着手するよう受注者に指示しなければならない。</p>	<p>受注者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。</p>	

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書（約款第3条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>約款第3条第2項 契約担当者は、工程表について直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第7 工程表） 工事の管理は工程表により行うが、請負代金の額が500万円に満たない建設工事（以下「小額工事」という。）であって契約担当者が特に工程表による必要がないと認めるものについては、受注者又は現場代理人との打合せに基づき工程を管理することができるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第8 工事工程月報） 工期が1ヶ月を超える建設工事の進捗状況の把握は、工事工程月報により行うが、小額工事であって契約担当者が特に工事工程月報による必要がないと認めるものについては、受注者に対しその提出を省略させることができるものとする。</p>	<p>契約額6,000万円以上の建設工事の工程表を決裁する。</p>	<p>担当監督員から工程表について報告を受けたときは、決裁し報告する。</p> <p>ただし、契約金額が6,000万円以上の場合には総括監督員に報告するものとする。</p> <p>工事工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。</p> <p>工程が10%以上遅れているときは、対策を講じなければならない。</p> <p>工事工程月報の受理は主任監督員とする。</p>	<p>受注者より工程表が提出されたときは、速やかに審査し、意見を付し主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、工期が1ヶ月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p>	

第21条 監督員（約款第9条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって受注者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては監督員に到達した日をもって契約</p>	<p>第2項 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。</p> <p>(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工ための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10項第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>	<p>主任監督員 担当監督員</p> <p>の報告に対し明らかに判断のつくものは指示し、その他のものは、契約担当者に報告するものとする。</p> <p>から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものは指示し、その他のものについては総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第2項 (1)、(2)、(3)号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくも</p>	<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調合、立会いを行わせることが通例である。このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不適当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。</p> <p>本条は、このような考え方のもとに、発注者は、監督員を置くことができることとし、監督員を置かない場合には、監督員の権限は、発注者に帰属することを第6項において確認的に定めている。そして、第1項は、監督員を置く場合には、監督員の氏名を受注者に通知しなければ</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>担当者に到達したものとみなす。</p> <p>第6項 契約担当者が監督員を置かないときは、この規定に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。</p> <p>(執行規則の運用 第9 監督員の氏名等の通知)</p> <p>(1) 監督員の氏名等の通知は、書面により行うが、小額工事であって契約担当者が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>(2) 監督員の氏名等の書面による通知は、別紙様式1により行うものとする。</p> <p>(執行規則の運用 第10 監督員の指示又は承諾)</p> <p>監督員の指示又は承諾は書面で行うが、時間的余裕のない緊急の場合等には、口頭によりできるものとする。</p>		る。	<p>のについては受注者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。</p>		<p>ばならないこととしている。</p> <p>本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが、一方、監督員の監督行為は、必要最小限度にとどめ、受注者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p> <p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p> <p>① 本条第2項に掲げるもの</p> <p>② 他の条項に掲げるもの</p> <p>第23条 (約款第12条) 工事関係者に関する措置請求</p> <p>第24条 (約款第13条) 工事材料の品質、検査等</p> <p>第25条 (約款第14条) 監督員の立会い及び見本等の整備等</p> <p>第26条 (約款第15条) 支給材料及び貸与品</p> <p>第27条 (約款第17条) 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等</p> <p>第28条 (約款第18条) 条件変更等</p> <p>第33条 (約款第26条) 臨機の措置、等である。</p> <p>③ 約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもの。</p> <p>小額工事とは、請負代金の額が500万円に満たない建設工事をいう。(執行規則の運用第7による。)</p>

第22条 主任技術者、現場代理人等（約款第10条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		<p>担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、決裁をする。</p>	<p>受注者から、主任技術者、現場代理人等の通知を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>第2項 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者いう。以下同じ。）</p> <p>第3項 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規定に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>	<p>「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第26条第1項又は第2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。</p> <p>このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（建築一式工事である場合においては4,500万円）以上になる場合において、受注者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる法第15条第2項の基準を充足する技術者である。主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>「専門技術者」とは、受注者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれらに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。（法第26条の2）</p> <p>「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものとし、受注者の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p> <p>（執行規則の運用第11 主任技術者、現場代理人等の通知及び現場代理人の常駐義務） 主任技術者又は監理技術者、現場代理人及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第4項 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	<p>小額工事であって契約担当者が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和は、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」等の通知に基づくほかは、原則として承諾しないこと。</p>

第22条の2 履行報告（約款第11条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用 第12 履行報告） 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告も含むものであること。</p>				<p>第1項 受注者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事目的物を完成するために必要な手順、施工方法等を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。一般的には、受注者は、準備工事を開始する前に施工計画書を発注者に提出することとなっている。</p>

第23条 工事関係者に関する措置請求（約款第12条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼務する現場代理人にあっては、これらの職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第2項 契約担当者又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 契約担当者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求があった日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不適当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって受注者に必要な措置をとるよう求めるものとする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不適当である工事関係者がある場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 受注者は、前2項による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「著しく不適当と認められる」ためには、客観性がなければならない。単に発注者が主観的に著しく不適当と認めても、本項の対象にはならない。</p> <p>たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが、工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。</p> <p>「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替を含むものである。また、監督員は第21条第2項第1号に基づいて受注者又は現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第2項は、このような指示を行っても十分な効果が見られず、技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、受注者に対して必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

第24条 工事材料の品質、検査等（約款第13条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>	<p>1. 主任監督員又は担当監督員は、使用承諾し検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2. 工事材料検査を行ったときは、受注者に材料検査簿に記入させ検印しなければならない。</p>		<p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第5項 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>外に搬出しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。</p>	

第25条 監督員の立会い、見本等の整備等（約款第14条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来たすときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、設計図書において監督員立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>建設工事の施工にあたっては、工事材料の品質が工事目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体的工事の施工の良否もまた工事目的物の良否を決める重要な要素である。したがって、工事材料の検査と同時に、具体的工事の施工にあたっては、受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会い等を行って適正な施工の確保に努めるのが一般的な方法である。</p> <p>また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会い等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。</p> <p>このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会いや工事記録の整備が重要な意味を持つことになる。</p>
		<p>担当監督員から立会いできないとの報告を受けたときは、自ら立会いしなければならない。</p> <p>立会いが困難な場合には受注者に対し資料を提出させ確認するものとする。</p>	<p>受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。</p> <p>また、立会いできない場合には主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第26条 支給材料及び貸与品（約款第15条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 契約担当者は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによって工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。</p> <p>第7項 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>	<p>総括監督員は主任監督員より報告を受けたときには、契約担当者には報告しなければならない。</p>	<p>第2項 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。</p> <p>主任監督員は担当監督員より報告を受けたときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等受注者立会いの上検査して引渡すものとする。引渡しが完了したときには、受注者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要がある場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者へ通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。</p> <p>第4項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者へ受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であった隠れたかきがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者へ通知しなければならない。</p> <p>第8項 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 受注者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を契約担当者へ返還しなければならない。</p> <p>第10項 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11条 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。</p>	

第26条の2 工期等の変更及び費用の負担（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、契約担当者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約担当者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が変更協議開始日を定め、契約担当者に通知することができる。</p> <p>第4項 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。</p>					

第27条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（約款第17条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約担当者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、受注者に修補を命令しなければならない。また、修補の取扱は検査要領における「修補取扱基準」に準ずる。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。修補が完了したときは、主任監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第3項の規定により違反したことが明らかなき場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第4項の規定により設計図書に適合しないと認められ</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>第5項 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			るときは、主任監督員に報告しなければならない。 ③ 修補が完了したときは、受注者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。		

第28条 条件変更等（約款第18条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約担当者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期限内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更に伴わない場合に限る。）には受注者と協議して行う。</p> <p>第5項 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。</p> <p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員より第1項の調査結果について報告を受けたときは、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいはとりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容が重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは受注者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第1項の報告の結果、工事内容の変更又は、設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第29条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務処理要領」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。</p>	

第29条 設計図書の変更（約款第19条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある生じた場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>「設計図書の変更」 公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。</p> <p>このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」か否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を受注者に示す必要がないし、受注者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。</p> <p>上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>

第29条の2 工事の中止（約款第20条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 工事の用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約担当者は、直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>第2項 前項に規定するもののほか、契約担当者は、必要があると認められるときは、受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある生じた場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>第1項においては、受注者の責に帰すことができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を2つに分けて規定している。すなわち、第1が「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」である。</p> <p>第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保（第26条の3）が行われないため施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（第28条）施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。</p> <p>また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。					も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれると解する。 第2の場合にも、単に暴風雨等の受注者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

第30条 請負者による工期の延長の請求（約款第21条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。	工期延長請求書を審査し、契約担当者に進達しなければならない。	担当監督員より報告を受けた工期延長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該受注者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から工期延長請求書の提出を受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、天候の不良、第9条による関連建設工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。 第2項 前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。	「工事遅延事由の一般論」 受注者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが、種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。 ア) 受注者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合 イ) 条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不相当となる場合 ウ) 天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等受注者の責に帰すことができない事由により工事が遅れる場合 以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定（執行規則第50条）の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延期）を認める趣旨の規定である。

第31条 契約担当者による工期の短縮の請求等（約款第22条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。</p> <p>第2項 契約担当者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>第3項 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。</p>	<p>監督員は、道路の供用開始等、当初予定した時期を繰り上げて行う必要がある場合には、短縮する日数及び短縮するために必要とする増加費用を算出して契約担当者に報告するものとする。</p>			<p>工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであるが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。</p> <p>このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様にして、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生じる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提にして定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。</p> <p>したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要があると判断すれば、受注者も経済的不利益がない限り、これに応じることに問題はないはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。</p>	

第33条 臨機の措置（約款第26条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第4項 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる費用については、県が負担する。</p> <p>第5項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>第3項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置について判断可能なものは指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらねばならない。</p> <p>この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第2項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>「受注者の措置義務」</p> <p>第1項は、災害防止等のため臨機の措置をとるべき義務を有するのは受注者であることを明らかにするとともに、第2項において受注者が「必要があると認めるとき」は、監督員の意見をあらかじめ聴かなければならないことを規定している。</p> <p>この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止を含むものと解される。</p> <p>受注者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、受注者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、受注者に委ねられている。しかし、この監督員の意見を聴くかどうかは第4項の費用負担とも関連するものであって少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないようないわば受注者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、受注者の責任の範囲を超えるものあるいは受注者がとるべき臨機の措置につき判断し得ないようなものは、監督員の意見を聴くべきであろう。もちろん、監督員の意見を聴くほど余裕のないほど切迫したもの等緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聴くことなく臨機の措置をとることができるとされている。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第3項は、災害防止その他施工上特に必要があると認められるが、受注者がそれに気付かないとき又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらないとき、主任監督員に報告しなければならない。</p>
			<p>① 第1項について受注者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 受注者の意見を聞く余裕がなく受注者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気付かないとき、又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第34条 一般的損害（約款第27条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものか審査し、総括監督員に報告しなければならない。	工事目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあったため工事目的物について損害を生じた場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関しては、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（「第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害（以下「保険てん補部分」という。）を除く。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。	<p>本条において工事目的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事目的物に関して生じた損害については、引渡し後は受注者の負担としないことを明らかにするためである。このため、受注者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に受注者の負担に属する損害は、工事目的物の引渡し後においても受注者が負担しなければならない。</p> <p>発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施工したため発生した労務者の被害又は工事目的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事目的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったため生じた労務者の被害や工事目的物の損壊などが含まれよう。</p> <p>なお、損害が発注者及び受注者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。</p> <p>したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後受注者が善良な管理者の注意を怠りいたずらに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び受注者の双方がそれぞれ適当な部分を分担すべきである。このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由（受注者の帰責事由を含む。）があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と受注者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法については本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。</p>

第35条 第三者に及ぼした損害等（約款第28条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害が及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行わなければならない。</p> <p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p> <p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害をおよぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>			<p>約款第28条第1項 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者とその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>同条第2項 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者とその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>同条第3項 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>約款第28条第1項は、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>第2項は、第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えらるべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴ない通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、受注者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>

第36条 不可抗力による損害（約款第29条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第3項 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事的物、仮設物又は工事に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。</p> <p>第4項 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p> <p>第5項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害</p>	<p>天災不可抗力による損害を生じた場合には、昭和60年10月23日付け管第434号による「天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取扱いについて」により行う。</p> <p>主任監督員から報告を受けたときは、事後の方針についての意見を契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、</p> <p>① 天災その他の不可抗力の災害か確認する。</p> <p>② 受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づくものではないか確認する。</p> <p>③ 火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から天災その他不可抗力により損害を生じた旨の報告を受けたときは、被害写真、出来形写真、工事記録簿、材料検査簿、出来形管理図等を提出させ平面図、横断図等に出来高、手戻り等を記入するとともに、異常気象資料等を整備し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。</p> <p>通知をすべき損害の対象には、次のものがある。</p> <p>ア) 工事的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっている工事的物の部分であつて、土地に定着し又は工作物に付属しているものをいう。部分払のための確認（約款第37条第2項）を受けているかを問わないのは、第4項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事的物以外の工作物であつて、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがって、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、受注者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮栈橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第13条第2項において定義されているように、工場生産され、組み立てられて、工事現場で設置するものが増えており、工事材料と工場製品を明確に区別することが困難となっているため、工場製品を含む概念で工事材料を取り扱うこととしている。</p> <p>なお、「工事現場に搬入済み」の工事材料についてのみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地上安全な場所を選定し得るし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置（第33条）その他発注者においてもその回避のための努</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。					<p>力が期待し得るからでもある。</p> <p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具 工事現場に搬入された建設機械器具であり、受注者が所有しているか、借用しているか問わない。</p> <p>第4項は、発注者が負担する仮設物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられているものである。また、工事材料についても、第24条第1項により設計図書に品質の規定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は受注者に委ねられている。（「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。）したがって、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、事故のリスクの上にこれらを選定しているのであるから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことにより損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。</p> <p>工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査（第24条第2項）、監督員の立会い（第25条第1項及び第2項）、部分払いのための確認（第45条第3項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限られる。</p>

第39条 検査及び引渡し（約款第31条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第2項 契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、	主任監督員から報告を受けたときは、完成届出書を契約担当者に進達しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。 第5項 受注者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定によ	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。</p> <p>第4項 契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>			<p>① 出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>② 現場に例えば、測点、寸法等マーキングを行わせ、現場代理人立会の上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会いを求める。</p>	<p>る通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

第41条 部分使用（約款第33条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合においては、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	主任監督員	工事目的物の部分使用をする必要があるときは、受注者に対する部分使用承諾願に意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。		<p>第1項は、単に「第39条第4項の規定による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。このことは、部分引渡しが工事的部分的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないように注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。</p> <p>このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくなる。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合は、引き渡された部分の所有権は完全に移転し、受注者に管理責任は全くない。</p> <p>したがって、受注者は、引き渡された部分について損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>	

第45条 部分払（約款第37条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約担当者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。</p>	<p>出来形歩合調書により出来形を確認し証明の上、契約担当者に進達するものとする。</p>	<p>担当監督員から出来形歩合調書が提出された場合には、出来形を審査し、総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>部分払の請求をさせるときは、平成21年3月31日付け改正建業第297号「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」及び昭和45年9月21日付け管第369号「出来形歩合調書の作成について」に基づき作成させるものとし、これに基づき遅滞なく工事の出来形を調整し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払いを請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約担当者に対し、あらかじめ、様式第19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第5項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第6項 受注者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第7項 部分払金の額は、次の式により算定する。 出来高金額×((9/10) - (前払金額/請負代金額))</p> <p>第8項 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。</p>	<p>「第42条（前金払）」</p> <p>第1項 受注者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を契約担当者へ提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第2項 前項に規定する前払金の支払を受けた受注者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約担当者へ提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第3項 前項の規定による請求をしようとする受注者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>第4項 契約担当者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約担当者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				(1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満…2回 (2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満…3回 (3) 請負代金額5,000万円以上…4回 第9項 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。	

第46条 部分引渡し（約款第38条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。</p> <p>第2項 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。</p> <p>一部引渡指定部分に相応する請負代金の額× $(1 - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}))$</p> <p>第3項 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の</p>				<p>設計図書において指定した部分（指定部分）がある場合及び工事目的物について指定部分がない場合において工事目的物の一部が完成しその引渡しについて合意が成立した場合には、出来形設計書を作成し、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p> <p>部分引渡しの対象となるものは、発注者が「設計図書において指定した部分（指定部分）」とされているが、これを設計図書で定めることとしたのは、部分引渡し検査及び請負代金の支払等について工事の全体の完成時における引渡しと同様の取扱いを受けるため、どの部分がその対象として考えられているかを明確にしておく必要があるからである。</p> <p>この場合、発注者が部分引渡しの対象として指定し得る部分は「引渡し」の対象になり得ること、すなわち、他の部分と分けて特定することができ（可分性）、管理責任の移転ができる部分であることが必要である。ただし、部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておくことが必要である。</p> <p>部分引渡しと類似のものとして、第41条に定める部分使用があるが、部分使用については、当該部分の所有権の帰属については、議論があるところであるが、使用部分の当該部分の管理責任は、受注者に残されている。一方、部分引渡しを受けた部分は、議論の余地なく明らかに発注者に所有権が帰属することとなり、受注者は管理責任を負わない。このように部分引渡しを行った後においては、当該部分については、不可抗力により損害を生じた場合においても、受注者は何等責任を負うものでなく、発注者が当然その負担を負うこととなる。</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。					

第52条 契約担当者の解除権（約款第43条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手の催告をしたにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき。</p> <p>(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</p> <p>第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。</p> <p>第4項 契約担当者は、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事実を確認し、必要があるとき、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工期内に工事を完成する見込みがないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第1項第1号は、正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないときは、契約を解除できることとしている。</p> <p>「工事に着手すべき期日」とは、設計図書に定められている場合には、その期日であるが、その定めがないときは、契約書上の工期の初日が「工事に着手すべき期日」と解する。</p> <p>また、「着手」とは、現実に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画表の作成、現場調査等の施工準備行為が含まれる。</p> <p>第2号に定める解除要件は、受注者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないときと受注者の責に帰すべき事由により工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるときの2つである。なお、「相当の期間」とは、工期の長さ、従来の履行状況、残工事量等を勘案して個別に判断することとなるが、契約を解除して残工事を新たな受注者に工事を完成させた場合の完成時期が一つ目安となる。</p> <p>第3号は、主任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、第1号から第3号までに掲げる場合以外に、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合を解除要件としている。なお、「契約に違反し」とは、本約款において受注者に課している付随的債務を含む種々の義務に違反するときである。また、「契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、工期内に工事が完成しないと認められる場合、工事の完成が不能と認められる場合や工事が工期内に完成しても不完全履行となると認められる場合、例えば、工事材料の検査義務違反等を重ねたため設計図書に定められた強度を持たない工事的物が完成されると認められる場合などを意味する。</p> <p>第5号による解除は、第54条において受注者の解除要件が定められているにもかかわらず、その解除要件以外による解除の申出によって工事契約の履行拒否の意思を明示したしたことを</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					解除要件とする特定解除である。なお、契約の一方当事者が契約解除の申し出をし、他方がこれに応じれば、法定、約定の解除要件の有無にかかわらず、解除が成立する。これは、合意解除と呼ばれ、特に定めのない限り、損害賠償請求を行うことはできない。

第54条 請負者の解除権（約款第45条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、内容を審査して、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超える時は、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 契約担当者が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定により請負契約を解除した場合には、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を県に請求することができる。</p>	<p>第1項第1号は、事情変更による法的解除権を約定により具体化するものである。</p> <p>「第29条第1項の規定」は、発注者は、その都合により設計図書を変更できることを定めている。</p> <p>同項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担しなければならないとしているため、受注者が損害を受けることがないように思われる。しかし、設計図書の変更により請負代金額が増額される場合には、受注者が技術的、経営的に対応できる限り、受注者の利益にもかなうことであるが、設計図書の変更により請負代金額が著しく減額される場合には、受注者は、当初期待していた売上、利益を手にすることができなくなり、工事を完成して減額された請負代金額を受け取ることに何の価値も見いだせなくなることがある。このため、本号では、設計図書の変更により請負代金額が2/3以上減少したときを解除要件として規定している。</p> <p>第2号は、「第29条第1項又は第2項の規定」は、受注者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができないと認められるとき、発注者は工事の中止をしなければならないこと、その他の場合にも、発注者は、その都合により工事を中止できることを定めている。同条第3項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は、必要な費用を発注者が負担しなければならないこととしているため、受注者が損害を受けることはないように思われる。しかし、工事の中止が長期に及んだ場合には、受注者は、当初の工期末以後の請負契約獲得の機会を逸失することとなり、また、以後の工事計画が大幅に狂うことになり、経営上大きな影響を与えることとなる。このため、本号では、工事の中止期間が長期に及んだ場合を解除要件として規定している。</p> <p>第3号の、「契約担当者が契約に違反し」とは、請負代金の</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>支払、費用の負担、支給材料又は貸与品の引渡し等約款、規則の各条項に定められた発注者の義務を果たさないことである。</p> <p>また、「不可能となったとき」というのは厳格に解すれば、本号の適用の余地は、ほとんどあり得なくなるが、ここでは、契約違反による前払金や部分払金の不払の程度が著しくひどく受注者が資材の調達に著しい困難をきたすような場合、代替の余地があまりない支給材料又は貸与品が給付されない場合など工事を完成することを著しく困難とするような場合も含まれるものと解する。</p>

第55条 解除に伴う措置（約款第46条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事的目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p> <p>第2項 契約担当者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p> <p>第3項 第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>				<p>第4項 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。</p> <p>ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第6項 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>[解除の効果]</p> <p>契約が解除された場合の一般的な効果については、民法第545条に規定がなされており、契約当事者は、原状回復義務及び相手方と与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事に当たっては、契約の解除に伴う原状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、原状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。</p> <p>そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効果がないとされているところである。</p> <p>本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効果を認めないことを契約上明確にして解決を図ったものである。</p> <p>[出来形部分]</p> <p>出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない。発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的損失を考えれば、原状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、その出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値のないもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>[支給材料]</p> <p>支給材料は、加工したり、切断したりして工事的目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したもので</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
※ 第9項に一部関係項目がある。受注者の項参照のこと。				<p>第7項 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8項 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、契約担当者が定め、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によらないときは受注者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>あるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるものではなく、状況に応じて考える必要がある。</p> <p>使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか支給材料について損害賠償をすべきことになる。ただし、返還が可能な場合は、修復して返還しても構わない。</p> <p>未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>[貸与品] 貸与品は、第26条の3の規定により発注者から受注者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品が受注者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきことになる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p> <p>[工事用地等] 受注者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。受注者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとして、撤去すべき物件の中には、受注者が自ら所有又は管理するものでだけでなく、かつこ書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、受注者は、下請負者との契約において、受注者が撤去できる旨を規定しておくことが、受注者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p> <p>[解除に伴う措置の期限、方法等] 支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第52条の規定による解除の場合（受注者の帰責事由のある場合）には、発注者が定め、第53条又は第54条の規定により解除の場合（受注者の帰責事由がない場合）には、受注者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還及び代品納品等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。また、物件の撤去、</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。</p> <p>受注者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。</p>